

欧米アジア主要国における ミャンマー関連ビジネス等 の報道ぶり（各国からの報告）

2012 年 3 月 27 日作成
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部アジア大洋州課

民主化の進展、経済自由化の動きを受け、各国ビジネス界のミャンマーへの関心が急速に高まっています。欧米アジア主要国でのミャンマーに関する現地報道を中心に、各国政府、産業界の動向をレポートします（2 月中旬～3 月中旬までに各国から寄せられた報告に基づきます）。

目次

要約	2
中国 ミャンマー投資、2010 年度は前年の 2 倍超に	5
シンガポール 官民両レベルで経済関係強化へ	8
タイ タイ産業界、エネルギー、建設資材、食品、日用品など多分野で積極参入	10
マレーシア ミャンマーにビジネスミッションを派遣	12
インド 今後の経済関係深化に期待	14
米国 （その 1）経済制裁を一部緩和、ビジネス界の関心急上昇	16
米国 （その 2）ミャンマービジネスへの関心高まる	20
EU 制裁措置の段階的緩和を検討	22
英国 対ミャンマー外交・商業関係	30
ドイツ ミャンマーにおけるビジネスチャンスを探るドイツ企業	32
フランス 対ミャンマー外交・商業関係	35
【参考①】 ミャンマー 外国企業の進出相次ぎ工業団地完売へ	37
【参考②】 ミャンマー国別・業種別外国投資認可統計（1989 年～2011 年 12 月までの累計）	39

要約

【アジア】

経済制裁を実施していないアジア各国企業は既に活発な動きをみせている。

中国

- ・ 中国は現在ミャンマーへの最大の投資国である。中国企業の対ミャンマー投資およびビジネス関連報道は、水力発電所や原油・天然ガスパイプラインの建設など、資源エネルギー分野が多い。製造業では、奇瑞汽車が現地生産を決めたとの報道あり。
- ・ 2011 年 9 月末、ミャンマー政府が突然、中国電力投資集団が進めるミッソンドムの建設に対し、環境保護を理由に中止すると発表。新華社は、中国電力投資集団の「突然の中止は理解できない。驚きだ」とのコメントを報じている。

シンガポール

- ・ シンガポール・ビジネス連盟（SBF）とミャンマー商工会議所連合会（UMFCCI）が 2011 年 2 月 13 日に経済関係促進で覚書に調印するなど両国ビジネス界の協力が進む。一方、政府間レベルでもミャンマー政府の人材研修でシンガポールが協力するプログラムの覚書に調印し、両国は協力関係を深めている。
- ・ 主な投資案件としては、1993 年に進出した政府系複合企業ケッペル・コープの不動産子会社ケッペル・ランドによるホテル投資（2 件）や、ケッペル傘下の投資持ち株会社ケップベンチャーによるヤンゴン郊外のミンガラドン工業団地投資がある。また、近年では、シンガポール取引所（SGX）1 部上場のヨーマ・ストラテジック・ホールディングスの株式が 2 月に過去最高値に上昇した。2012 年、同社はヤンゴン郊外に建設予定の複合区「スターシティ」の土地開発権 70%を 9,100 万 S ドルで買収することに合意したと発表し、新たな注目を集めた。

タイ

- ・ タイ産業界のミャンマーへの関心も一層の高まりをみせている。ミャンマーの隣国タイは中国に次ぐ投資国。投資分野も天然ガスなどのエネルギー分野に加え、セメントなど建設資材、食品、日用品など幅広い分野でタイ企業の活発な動きがみられる。例えば、セメント業界トップのサイアムセメントグループ、2 位のサイアムシェイターセメントグループが、それぞれ現地生産を検討中と報じられている。

マレーシア

- ・ 2012 年 2 月 25 日～26 日にミャンマー首都ネピドーで開催された ASEAN 経済大臣会合に併せ、貿易投資ミッションを派遣。政府高官約 40 名とマレーシアの民間企業が団員として参加した。

インド

- ・ 国境 1,600 キロを接し、隣国どうしであるインドとミャンマーは、2011 年 3 月の民政移管後、政府要人の往来が活発。インド企業の対ミャンマー投資は、現状、国営企業による通信、エネルギー分野への参画が中心。国営通信会社 TCIL によるミャンマー 32 都市での ADSL データ通信網の構築、石油天然ガス公社 (ONGC)・インドガス公社・エサール財閥によるミャンマーのエネルギー分野への参画などが代表例である。

【米国】

- ・ 米国政府は 2 月 6 日、対ミャンマー経済制裁措置の一部を緩和（国際金融機関(IFI)によるミャンマー向け融資や、技術支援等に米国は反対しない）。
- ・ ミャンマーでのビジネスへの見方は、現時点でポジティブ、ネガティブが相半ば。豊富なエネルギー資源、農業機械・医療機器などの市場参入余地、豊かな観光資源などが魅力とされる一方で、未整備なインフラや貧困がビジネス展開の足かせになるとの指摘も。経済制裁解除までは様子見との傾向が色濃い。米企業の関心が高い分野は、石油・ガスなどエネルギー、インフラ、観光など。
- ・ 一般に米企業は、ことミャンマーに関しては経済制裁に配慮してコメントを避ける傾向。企業幹部、スポークスマンが触れる場合であっても、「一定の条件の下で」、「現行の法規制を遵守した上で」との慎重な発言が目立つ。
- ・ 一方で、「ミャンマーでビジネスを始めれば、極めて高い成長を生む可能性がある」（ベンチャービート）、「ミャンマーで開催された IT 関連の展示会インフォテックは、次の投資先としてのミャンマーの展望、変化、課題を明らかにした」（ロイター）などの報道にあるように、米企業のミャンマーへの関心は急速に高まっている。また、キャタピラーが 2011 年 8 月、関係者を通じ、ミャンマー政府高官とエンジンや重機の販売について交渉した、とミャンマー現地紙が報道している。

【欧州】**EU**

- ・ EU はミャンマーの一連の政治改革を受け、現在課している制裁の緩和を検討し始めている。2012 年 2 月 17 日に開かれた EU 閣僚理事会では、ミャンマー高官に対するビザ発給の停止を解除した。
- ・ 2012 年 4 月 1 日に予定されている連邦議会補欠選挙後、アシュトン外交・安全保障上級代表が訪問を予定。制裁措置の包括的な見直しは、これらの訪問を踏まえて検討される見通し。ミャンマーとの関係改善のため、アシュトン上級代表はヤンゴンに EU 代表部を開設することをすでに決定している。

英国

- ・ 2012 年 1 月、ヘイグ外相が、英外相として 56 年ぶりにミャンマーを訪問。テインセイン大統領、スー・チー氏、下院議長、少数民族代表と相次いで会談。ただし、民主化・人権問題は依然として残っており、進展を注意深く見守る必要があると述べている。

ドイツ

- ・ ドイツ・アジア・太平洋ビジネス連合会（OAV）のミッションが 2011 年 11 月にミャンマーを訪問。2012 年 2 月、ニーベル経済協力開発相が訪問し、テインセイン大統領等と会談。

フランス

- ・ 2012 年 1 月、ジュペ外相が訪問。テインセイン大統領等と会談。
- ・ 仏企業のミャンマーへの投資はこれまでのところ少なく、トタル社の天然ガス開発が代表的。

中国

ミャンマー投資、2010 年度は前年の 2 倍超に

北京事務所報告

2012 年 02 月 27 日

【ポイント】

政府は、ミャンマーと首脳レベルの相互交流で関係を強化している。欧米諸国の対ミャンマー経済制裁下でも、大型水力発電所や原油・天然ガスパイプラインの建設などの投資が続き、2010 年度（2010 年 4 月～2011 年 3 月）の投資は前年度の約 2.3 倍に達した。

<大型インフラ投資が急増>

中国海関総署の 1 月 10 日の発表によると、2011 年のミャンマーとの貿易総額は 65 億ドル、前年比 46.3%増だった。うち輸出は 38.7%増の 48 億ドル、輸入は 73.6%増の 17 億ドルと、いずれも中国全体の伸び（輸出 20.3%増、輸入 24.9%増）を大きく上回った。最大の輸出品目は機械と電力設備・同関連部品で、全体の 27.1%を占めている。次いで鋼材などの金属製品が 19.2%、車両などの輸送機器が 19.0%となっている。一方、最大の輸入品目は、貴金属と装飾品で、全体の 45.9%。次いで鉱産物 17.6%、木材・同製品が 16.5%と、輸入のほとんどは一次産品だった。

対ミャンマー投資も 2007 年以降、急増している。「2010 年中国対外直接投資統計公報」（2011 年 9 月発表）によると、2010 年度は 8 億 7,561 万ドル、前年度比 2.3 倍になった（図参照）。水力発電所や原油・天然ガスパイプラインの建設といったインフラ投資が拡大した。



（出所）2010年度中国対外直接投資統計公報

例えば、中国にとって最大の対外水力発電 BOT（建設・運営・所有権移転）事業である、ミャンマー北部のシュエリー川（中国名：瑞麗江）の水力発電所が 2009 年 5 月 16 日に竣工した（注）。2010 年 6 月 3 日には、両国を結ぶ原油・天然ガスパイプラインの着工式に温家宝首相が出席し、ミャンマーの西海岸から雲南省昆明市を經由して、重慶市までエネル

ギーを運ぶプロジェクトがスタートするなど、複数の大型プロジェクトが進められている。

商務部がミャンマー政府の発表として伝えたところでは、2010年度のミャンマーの外資導入額は200億ドルを超えた。中でも中国は77億5,400万ドルと、最大の投資国だったという。中国にタイ、香港、韓国を加えた4ヵ国・地域の合計は183億7,500万ドル、業種別では石油、天然ガス、鉱業分野向けが197億9,400万ドルとなっており、2011年3月末までの投資受け入れ累計総額は360億5,400万ドルだった（商務部ウェブサイト2011年5月4日）。

<首脳外交で関係強化>

2011年の両国関係をみると、全国政治協商会議の賈慶林主席が4月2日、ミャンマー新政権発足後初の外国賓客として訪問。一方、テインセイン大統領も就任後初の外遊先として中国を選び、5月26日から3日間北京を訪れた。北京では戦略的パートナーシップに関する共同声明を発表。経済技術合作協定にも署名するなど、中国政府は新政権発足後もミャンマーとの関係強化に積極的に取り組んでいる。

2011年の主な対ミャンマー投資案件としては、中国大唐集団海外投資が1月18日、ミャンマー第1電力部(MOEP1)と、エーヤワディー川などの水力発電プロジェクトの覚書(MOU)を締結（「中国能源網」2011年1月21日）、中国国電集団の国電雲南が南太白江流域の水力発電のMOU締結（「中国能源網」2011年2月9日）、奇瑞汽車がミャンマーの第2工業部との間で、年産3,000～5,000台の生産能力を持つノックダウン工場の建設で合意（「中新社」2011年5月27日）したことなどが、報じられている。

<ミッソンドム建設中断めぐり調整難航も>

中国の対ミャンマー投資が引き続き拡大傾向を示す中、ミャンマー政府は2011年9月30日に突然、エーヤワディー川流域で行っているミッソンドムの建設を、現地の環境保護などを理由に中断すると発表した。中国外交部は同日の定例記者会見で記者の質問に対し、「事実確認を行っている」と回答。10月7日の「人民日報」ウェブ版は、中国がこれまで行ってきた支援がいかに関ミャンマーの経済・社会発展に貢献してきたかを訴える記事を掲載した。同日、ダム建設を進める中国電力投資集団の陸啓洲総経理は新華社に対し、「突然の中止は理解できない。驚きだ」と語っている。

この問題を協議するため、ミャンマーのワナ・マウン・ルウィン外相が10月10日に来訪し、習近平国家副主席と会談した。双方は「友好的な協議を通じ、互いに歩み寄って問題を解決する」ことを確認したものの、「ミャンマーの民間政治勢力と地方独立軍が、プロジェクトを前軍事政権の遺産と位置付け、新政権に圧力をかけている」との見方（「21世

紀経済報道」2011年11月21日）もあり、プロジェクトの再開を懸念する声も聞かれる。

「人民日報」は2012年1月4日、ミャンマーの独立記念日に論説を発表した。その中で、「中国はミャンマーが国情に合った発展の道を歩むことを支持する。ミャンマーが米国を含めた西側諸国と接触することを歓迎する。中国企業の投資は、欧米諸国の経済制裁が続く中で、ミャンマー国民に大きなメリットを与えた。中国企業は常にミャンマー国民の利益を考えてプロジェクトを実行している。私利私欲は全くない」と強調している。

（注）設備容量は60万キロワット（kW、10万kW6基）、平均発電量は40億3,300万キロワット時（kWh）。
商務部ウェブサイト2009年5月19日。

（清水顕司）

シンガポール

官民両レベルで経済関係強化へ

シンガポール事務所報告

2012 年 03 月 07 日

【ポイント】

政治、経済改革が急速に進むミャンマーに対し、シンガポール企業や投資家の関心が高まっている。シンガポール・ビジネス連盟（SBF）とミャンマー商工会議所連合会（UMFCCI）が 2012 年 2 月 13 日、経済関係促進の覚書（MOU）に調印するなど両国ビジネス界の協力が進む一方、政府レベルでも、ミャンマー政府の人材研修にシンガポールが協力するプログラムの MOU に調印し、協力関係を深めている。

<両国経済団体が経済関係促進の MOU>

2011 年 3 月に新政権が発足し、民主化に向けた政治改革と経済改革が進むミャンマーに対する関心が高まっているのを受け、SBF は国際企業庁（IE シンガポール）と共同で 2012 年 2 月 12～18 日、ミャンマーに経済ミッションを派遣した。ミッションには、シンガポールに拠点を置く企業 74 社の 115 人が参加。一行はテインセイン大統領と会談したほか、UMFCCI、ミャンマー国家計画・経済開発省、投資委員会、港湾局などから投資環境の説明を受けた。

また、ミッション訪問中の 2 月 13 日、SBF と UMFCCI は両国ビジネス界の経済、貿易関係の促進に関する MOU に調印した。「ストレーツ・タイムズ」紙（2 月 14 日）によると、MOU 調印により、情報交換の機会拡大や知的所有権の保護、投資の拡大が期待できるという。

<投資の中心はホテルや不動産>

IE シンガポールによると、シンガポールは 2011 年 10 月時点でミャンマーへの投資国として第 6 位で、これまでに 74 社が計 18 億米ドルを投資している。対ミャンマー投資は、ホテルなど観光分野や不動産が中心。新華社通信（2011 年 7 月 26 日）によると、ミャンマーのホテル部門への外国投資では、シンガポールが累計 5 億 9,775 万米ドルで国別では 1 位だという。主な投資案件としては、政府系複合企業ケッペル・コープの不動産子会社ケッペル・ランドが 1993 年に進出。現在、セドナ・ホテル・ヤンゴンとセドナ・ホテル・マンダレーの 2 ホテルを所有、運営している。

また、同じくケッペル傘下の投資持ち株会社ケップベンチャーは、ヤンゴン郊外のミナラドン工業団地の運営にかかわっている。同団地は三井物産とミャンマー政府が同

国初の国際水準の工業団地として開発、1998 年に開業した（巻末「参考①」報告参照）。

ミャンマーへの関心が高まる中、同国に間接的に投資する手段として、主にミャンマーで不動産開発を専門に手掛けるシンガポール取引所（SGX）1 部上場のヨーマ・ストラテジック・ホールディングスの株式に投資家の関心が集まっている。ヨーマはミャンマーで、国内の富裕層向けに高級住宅地を開発・販売している。ヨーマの株価は 2011 年 12 月 5 日時点では 1 株＝0.12 シンガポール・ドル（S ドル、1S ドル＝約 63 円）だったが、2012 年 2 月 6 日には 0.52S ドルと過去最高値まで上昇した。

ヨーマは 2 月 13 日には、ヤンゴン郊外に建設予定の複合区「スターシティー」の土地開発権 70%を 9,100 万 S ドルで買収することに合意したと発表し、新たな注目を集めた。スターシティー（総面積約 135 エーカー、1 エーカー＝約 4,047 平方メートル）は、合計 9,000 戸の一戸建てやアパートと商業施設を開発するタウンシップ・プロジェクト。ヨーマによると、スターシティーがヤンゴン東南部の郊外タニンにあり、経済特区に指定予定のティワラに近接することから、同地域全体での開発が今後加速すると期待されている。

<ミャンマーの公務員研修への協力について MOU>

一方、シンガポール政府は、ミャンマーの改革を支援する姿勢を強めている。テインセイン大統領は 1 月 30 日からシンガポールに 4 日間の日程で来訪。同大統領の来訪に合わせ、両国外相は 1 月 30 日、ミャンマーの公務員の研修にシンガポールが協力する研修協力プログラムの実施についての MOU に署名した。同プログラムは、ミャンマー政府が最優先課題にしている経済開発、人材開発、行政の 3 分野について、シンガポールが研修を提供するというもの。

シンガポール外務省の発表によると、経済開発の研修内容は、マクロ経済政策、投資促進、都市インフラ計画・開発、中小企業育成など企業支援、国際化、貿易促進、観光開発、観光促進、中央銀行や金融監督、司法改革など法務関連、を網羅するとしている。

シンガポールはこれまでも、1992 年に開始した「シンガポール協力プログラム」の下、さまざまな分野でミャンマー政府関係者 7,500 人以上の研修を支援してきた。トニー・タン・シンガポール大統領は 1 月 30 日夜のテインセイン大統領歓迎晩さん会でのスピーチで、「シンガポールはミャンマーの人材育成の取り組みを支援するとともに、ミャンマーの議会制民主主義への転換を今後も支援していく」と述べた。

（本田智津絵）

タイ**参入****タイ産業界、エネルギー、建設資材、食品、日用品など多分野で積極**

バンコク事務所・アジア大洋州課報告

2012 年 02 月 27 日

【ポイント】

民主化の進展、経済自由化の動きを受け、タイ産業界のミャンマーへの関心も一層の高まりをみせている。ミャンマーの隣国タイは、同国への中国に次ぐ投資国であり、2011 年度（2011 年 4 月～12 月）までの累計投資額（認可ベース）は、61 件、95 億 6,809 万ドルに達する。投資分野も天然ガスなどのエネルギー分野に加え、セメントなど建設資材、食品、日用品など幅広い分野でタイ企業の活発な動きがみられる。

＜天然ガス生産に加え、セメント、即席めんなどで現地生産を検討＞

最近の現地紙の報道などによると、タイ企業のミャンマービジネスの動向は以下の通り。

エネルギー分野：タイ石油会社（PTT）グループの石油探査・開発事業会社 PTT エクスプロレーション・アンド・プロダクション（PTTEP）はヤダナ、ヤタグンに続く 3 番目のタイ向け天然ガス輸出事業として、ヤダナ、ヤタグンの中間にある鉱区 M9 の開発を進めている。2013 年から生産開始予定で、2011～13 年の輸送パイプラインの敷設など天然ガス関連事業の総額は 20 億ドルに達する見通し。PTT はタイでの将来のエネルギー需要の拡大に備えるために、さらなる鉱区の採掘権獲得を目指している。2011 年 12 月には首都ネピドーに近い 2 鉱区を落札したと報じられている。

建設資材分野：タイのセメント業界トップのサイアムセメントグループ、2 位のサイアムシティセメントグループはこれまでミャンマー市場へ輸出を行ってきたが、それぞれ現地生産を検討中と報じられている。

金融：現在のところ、ミャンマーに駐在員事務所を持つタイの商業銀行はバンコク銀行のみだが、サイアム・シティ銀行、クルンタイ銀行も事務所設立に向け、ミャンマー中央銀行の認可待ちである。

食品：タイのインスタント麺トップメーカー、タイ・プレジデント・フード社は既にミャンマーに製造工場を持つが、月産 3 万 5,000 ケースの生産設備はフル稼働であり、第 2 工場の建設を計画。今後はミャンマー国内に加え、インド市場への輸出も視野に入れている。食品パッケージなどを製造するベリー・ジャッカー社（BJC）も飲料市場の拡大を見越し、飲料ビンの製造などに関心を持つ。また、タイ最大の財閥の CP グループは過去 20 年

の間に既に飼料製造等の分野で1～2億ドルの投資を行っている。

日用品：プラスチック製品最大手で、メラニン食器などを製造し、世界100ヵ国に輸出しているシータイ・スーパーウェア社もミャンマーへの進出を検討中。タイでは労働者不足と賃金上昇で生産の拡大が難しくなっている。このため、ベトナムとミャンマーに輸出用工場の建設を検討中である。

＜ダウエイ開発に125億ドルの資金調達を計画＞

さらに、タイのゼネコン最大手のイタルタイ・ディベロップメント（ITD）社はミャンマー南東部の都市ダウエイ地区の総合開発計画を進めている。ダウエイはバンコクから西に約350キロ、ホーチミンとバンコクを結ぶ南部経済回廊の延長線上にあり、インド洋への玄関口として注目されている。ITDは2010年11月、ミャンマー運輸省傘下のミャンマー港湾公社と、BOT方式によるダウエイ地区開発の枠組み合意書に署名している。ミャンマー政府から最長75年で土地をリースしており、港湾、工業団地、発電所、製鉄所など総面積250平方キロの経済特区開発及びタイとの間の道路、鉄道整備を進めていく予定だ。

ITDのプレムチャイ社長によると、開発資金として、少なくとも125億ドルを2012年中に融資により調達したい意向であるという。内訳は港・鉄道建設に35億ドル、道路建設に20億ドル、石炭火力発電所に70億ドルが充てられる（2011年12月27日付バンコクポスト紙）。ただし、現地紙の報道によると、ミャンマー政府は2012年1月に入り、環境破壊への懸念から石炭火力発電所の建設を凍結すると発表しており、発電燃料の天然ガスへの切り替えなど事業計画の見直しを迫られている。

マレーシア

ミャンマーにビジネスミッションを派遣

クアラルンプール事務所報告

2012 年 03 月 01 日

【ポイント】

ムスタパ国際貿易産業相は、2012 年 2 月 25～26 日にミャンマーの首都ネピドーで開催された第 18 回 ASEAN 経済相会合出席に合わせ、2 月 23～24 日に貿易投資ミッションを同国に派遣した。ミッションの目的は、両国間の貿易・投資および経済協力の強化。政府高官約 40 人と民間企業関係者が団員として参加した。

＜対ミャンマー輸出が急増＞

ミッションは、ミャンマーのほか、タイ・バンコクも 2 月 22～23 日に訪問した。民間からは、建設、インフラ開発、観光、農業、医療、石油・ガス分野の企業が参加した。政府は 2011 年 11 月 28～30 日にも、石油・ガス分野のミッションをミャンマーに派遣している。

ムスタパ国際貿易産業相は 2 月 21 日の記者会見で、ミャンマーへのミッション派遣について、「ASEAN 域内各国間の貿易・投資、経済協力を促進していきたい」とコメントし、ミャンマーへの投資や貿易だけでなく、ASEAN 域内全体での双方向の貿易・投資促進の重要性を強調した。

ミャンマーとマレーシアの経済交流の規模は、マレーシアにとってまだ大きいとはいえない。ミャンマーからマレーシアへの投資は、2011 年はゼロ、2010 年は 1 件（投資総額 91 万ドル）、1980 年から 2011 年の累積で 5 件、投資総額 912 万ドルと非常に少ない。投資分野は、化学製品、機械機器、食品製造などだ。一方、マレーシアからミャンマーへの投資も、1989 年以降の累積で 35 件、9 億 7,500 万ドルにとどまっている。

対ミャンマー貿易がマレーシア全体の貿易総額に占める割合は、2011 年時点で 0.2%とわずかだ。ただ、近年は植物油の輸出が大幅に伸びており、2011 年は輸出全体でも前年比 44.9%増と急伸した（表 1 参照）。2011 年の貿易総額は、24 億 2,558 万リンギ（1 リンギ＝約 26.8 円）で、過去 3 年間、堅調に伸びている。

表1 ミャンマーとの貿易動向		(単位:1,000リンギ、%)		
	2009年	2010年	2011年	伸び率
輸出	723,079	1,180,625	1,710,317	44.9
輸入	496,715	732,395	715,264	-2.3
貿易総額	1,219,794	1,913,020	2,425,581	26.8
貿易収支	226,364	448,230	995,053	122.0
(出所)統計局				

品目別の輸出では、1位の植物油は全輸出に占めるシェアが52.9%、伸び率も73.6%と高い（表2参照）。そのほか、石油製品、鉄鋼インゴット、アルミニウムなどの材料系や配電用の機器が主な輸出品目だ。一方、輸入は、天然ゴムが全体の40%を占め、野菜、魚、甲殻類などの農水産品が中心になっている（表3参照）。

表2 ミャンマーへの輸出品目(上位5品目)

(単位:1,000リンギ、%)

	2009年	2010年	2011年		
				シェア	伸び率
植物油	228,125.9	521,661.0	905,522.5	52.9	73.6
石油製品	36,062.8	55,300.9	59,715.6	3.5	8.0
鉄鋼インゴット	27.7	0.0	56,702.8	3.3	100.0
アルミニウム	7,774.3	20,790.0	48,821.8	2.9	134.8
配電機器	17,731.6	20,436.9	34,055.8	2.0	66.6
合計(その他含む)	723,078.9	1,180,624.5	1,710,316.5	100.0	44.9

(出所)表1に同じ

表3 ミャンマーからの輸入品目(上位5品目)

(単位:1,000リンギ、%)

	2009年	2010年	2011年		
				シェア	伸び率
天然ゴム	114,486.1	296,783.2	292,351.1	40.9	△1.5
生鮮・冷凍野菜	97,404.2	121,164.3	113,569.9	15.9	△6.3
冷凍魚	36,876.0	47,144.6	60,120.2	8.4	27.5
冷凍、塩漬または乾燥の甲殻類・軟体動物	67,688.4	59,381.5	51,083.7	7.1	△14.0
木材、鉄道用枕木	40,312.0	52,461.1	48,851.1	6.8	△6.9
合計(その他含む)	496,715.1	732,395.1	715,264.2	100.0	△2.3

(出所)表1に同じ

＜日本への派遣は4月下旬＞

政府は、毎年10～15件の貿易投資ミッションを重点国に派遣している。2012年は、タイ・ミャンマー貿易投資ミッションを皮切りに、中東、米国、欧州、南米、中国、インド、シンガポールなど、合計20カ国に派遣する予定だ（表4参照）。日本へのミッション派遣は4月23～28日の日程で、名古屋、京都、東京、仙台を訪問する。東京、仙台では、ASEAN経済相ロードショーの一環として実施する予定だ。

表4. 2012年 海外への貿易・投資ミッション派遣 年間スケジュール

No.	派遣国	都市	日程
No.1	タイ・ミャンマー	バンコク・ヤンゴン	2月22日～24日
No.2	カタール・オマーン	ドーハ・マスカット	3月27日～4月1日
No.3	ベトナム	ハノイ・ホーチミン	4月12日～13日
No.4	シンガポール		4月19日～20日
No.5	日本	名古屋・京都	4月23日～24日
		東京・仙台(ASEAN経済大臣ロードショー)	4月25日～28日
No.6	米国	ヒューストン・テキサス・セントルイス・ミズーリ・フェニックス・アリゾナ	4月29日～5月5日
No.7	インドネシア	ジャカルタ・スラバヤ	5月17日～18日
No.8	欧州(アイルランド、ドイツ、オランダ)	ダブリン、ミュンヘン、アムステルダム	6月7日～13日
No.9	チリ・ブラジル	サンチャゴ、サンパウロ	6月24日～30日
No.10	シンガポール		7月6日
No.11	韓国	ソウル、ウルサン、ギョンサンナムド	7月9日～12日
No.12	中国	北京、大連、上海	9月10日～14日
No.13	米国	ニューヨーク、ミネアポリス、ボストン	10月15日～19日
No.14	シンガポール		11月28日～29日
No.15	インド	ムンバイ、プーネ、ハイドラバード、ニューデリー	12月12日～20日

出所: マレーシア投資開発庁(MIDA)

※ASEAN-インドCommemorative Summit(開催地:ニューデリー 開催日:12月18日～20日)にあわせて派遣。

(手島恵美)

インド**今後の経済関係深化に期待**

ニューデリー事務所報告

2012 年 03 月 13 日

【ポイント】

インドとミャンマーは 1,600 キロの国境を接する。外交関係は良好だが、貿易・投資はそれほど緊密には行われていない。2011 年 3 月のミャンマーの民政移管後、両国は経済関係を急速に深化させようとしており、インド企業のミャンマー投資加速が期待される。

<民政移管後、徐々に交流始める>

ミャンマーとのハイレベル対話は、これまでもほぼ隔年ペースで行われてきた。ミャンマーの天然資源、農産物への関心だけでなく、同国にはインド系の移民が約 250 万人いると推計されており、政府はミャンマーとの外交を重視している。

ミャンマーの民政移管後の交流は、クリシュナ外相が 2011 年 6 月にミャンマーを訪問したことに始まる。この訪問時には、ミャンマーの中部ミンジャンに「インド・ミャンマー職業訓練センター」を設立する覚書を締結した。さらに、インドからの 200 万ドルの資金援助で、ヤンゴンなどに 500 トン級のコメ貯蔵用サイロを 10 基建設することも決まった。

一方、ミャンマーからは、テインセイン大統領が 2011 年 10 月に国賓として来訪し、マンモハン・シン首相と会談した。大統領には、ミャンマーの外相、産業相、商工相、農相、電力相、エネルギー相などの閣僚 12 人が随行する大規模なものだった。

このときには、インドがヤンゴン児童病院とシットウエ総合病院の近代化を支援することを約束した。さらに、ミャンマーに対する 5 億ドルのソフトローンの供与期間を延長したことに加え、新たにイエジンでの先進農業研究教育センター、ネピドーでのコメのバイオマス利用を研究するバイオパーク、マンダレーでの IT 専門大学の設立、という 3 つのプロジェクトへの技術面・資金面での支援を約束した。

その後、2012 年 1 月にはミャンマーのワナ・マウン・ルイン外相が再度来訪し、インド世界問題評議会で「民主国家に移行するミャンマー」というテーマで演説した。

<投資は国営企業が中心、貿易は今後の拡大に期待>

政府は、ミャンマーでインフラ系・非インフラ系の多くのプロジェクトを実行している。これらのプロジェクトはインド国営企業が主導して行われているものがほとんどだ。代表例としては、国営通信会社 TCIL によるミャンマー 32 都市での ADSL データ通信網の構築、

石油天然ガス公社（ONGC）・インドガス公社・エサール財閥によるミャンマーのエネルギー分野への参画、タタ・モーターズによる大型トラック組立工場の建設（インド政府の財政支援）、インドのたばこ会社 ITC によるマンダレーでの拠点開設などだ。今後は、インドの民間企業がミャンマーで積極的な投資活動を行うことが期待されている。

一方、両国の貿易関係をみると、インドは、輸入豆類の 30%強、輸入建材の 20%をミャンマーからの輸入に依存している。ミャンマーにとっては、この 2 品目がインド向け輸出の 95%以上を占める。一方、インドがミャンマーに輸出する製品としては、水牛の肉と医薬品の 2 品目が輸出総額の 50%弱を占めている。

ミャンマーとの貿易額は増加傾向にはあるものの、インドの貿易総額に占める割合は 0.5%未満と非常に小さい。インドにとっては貿易赤字の状態が続いている（表参照）。こうした状況の下、2011 年 9 月に行われた両国の商工相会合で、インドのシャルマ商工相は「われわれは、2015 年までに両国の貿易総額を現在の約 2 倍の 30 億ドルまで拡大するために努力する。インドが後発途上国に適用する免税スキームや、インド・ASEAN 自由貿易協定（FTA）を活用して、貿易の幅を広げていきたい」と述べ、今後の貿易拡大に期待を寄せた。

表：インドの対ミャンマー貿易の現状

（単位：100 万米ドル）

年度	輸出	輸入	貿易総額	インドの貿易総額全体に 占めるシェア（%）
2006 年度	140.44	782.65	923.09	0.3
2007 年度	185.82	808.63	994.45	0.24
2008 年度	221.64	928.97	1150.60	0.24
2009 年度	207.97	1289.80	1497.77	0.32
2010 年度	334.42	1017.67	1352.09	0.22
2011 年度（4－6 月）	109.74	263.05	372.79	0.19

出所：インド外国貿易局（DFGT）よりジェトロ作成

既に貿易促進の一環として、インド工業連盟（CII）とミャンマー商工会議所連合会（UMFCCI）が 2000 年に覚書を締結している。また 2 国間貿易促進協定と二重課税防止協定も 2008 年に締結済みだ。さらに、両国の国境貿易の促進も有効な手段だろう。インドは北東州でミャンマーと 1,600 キロにわたり国境を接しているが、貿易が可能な国境施設は現在、2 ヲ所しかない。両国は陸上通関基地などのインフラを整備してさらに 2 ヲ所を追加する方向だ。

（西澤知史）

米国**（その１）経済制裁を一部緩和、ビジネス界の関心急上昇**

ニューヨーク事務所報告

2012 年 02 月 28 日

【ポイント】

政府は 2 月 6 日、対ミャンマー経済制裁措置の一部を緩和した。今回の緩和措置の直接的な影響は限定的とみられるが、ビジネス界ではミャンマーへの関心が急速に高まっている。本格的な制裁解除を見据え、水面下での動きは既に始まっているとみる向きもある。

＜IFI を通じた支援が可能に＞

今回緩和されたのは、人身売買防止法（TVPA、注 1）に基づく、国際金融機関（IFI）を通じた米国の経済制裁措置だ。これまでは同法に基づき、IFI によるミャンマー向け融資や、技術支援、評価ミッションの派遣に対し、米国は反対の意思表示をするとされていたが、今後は IFI を通じた支援に加わる事が可能になる。

緩和措置を講じた背景としてクリントン国務長官は、2011 年 3 月のテインセイン政権誕生後、政治犯の釈放、メディア統制の緩和、労働者の権利保護や国民の政治参加を促す動き、政府与党とアウン・サン・スー・チー氏との対話の開始など、政治面・経済面双方で開放や民主化に向けた動きが進展していることを挙げている。さらに緩和措置を講ずることで、ミャンマーの改革・民主化を加速させ、貧困削減をもたらし、ひいては米国自身の国益にもつながるとしている。

＜緩和措置の直接の効果は限定的＞

他方、今回緩和された措置は数多くある制裁措置のごく一部でしかなく、直接的な効果は限定的とみられる。

政府はミャンマーに対し、数々の経済制裁を課しており、主なものだけでも、ミャンマー政府高官や与党連邦連帯開発党（USDP）の幹部および幹部経験者、軍関係者に対する米国入国ビザの発給停止、同国向け新規投資の禁止、ミャンマー製品の輸入禁止、同国向けの送金や金融サービス提供の禁止、軍事政権関係者の資産凍結などがある（表 1 参照）。また人身売買防止法と同様の措置として、児童兵士の撲滅に関する法律や、外国援助法および外交授權法でも、国際機関からの同国向け援助に米国が反対意見を提出することや、援助に参加しないことが盛り込まれている。

そのほか、マネーロンダリング防止に関連して、ミャンマーのメイフラワー銀行、アジア・ウェルズ銀行（注 2）および政府系銀行を、「マネーロンダリングに関与する懸念のあ

る銀行」に指定し、米国の金融機関がこれらの銀行と金融取引を行うことを禁じている。

表1 米国による主な対ミャンマー経済制裁の内容

施行年月日	制裁の内容	根拠法規・命令
1996年10月3日	・ミャンマー民主化への移行を妨げる人物の入国禁止	大統領宣言6925号
1997年 5月20日	・ミャンマー政府職員への米国入国ビザ発給停止 ・米国人によるミャンマーへの新規投資および第三国からの投資促進措置の禁止	海外事業、貿易金融ならびに関連プログラムの割当に関する法律、国際緊急経済権限法、大統領令13047号
2003年 7月28日	・国家平和発展評議会(SPDC)およびミャンマー連邦連帯開発協会(USDA)の幹部、幹部経験者の入国拒否、ビザ発給の停止権限を大統領に付与 ・ミャンマー製品の輸入禁止 ・ミャンマーに対する金融サービス提供の禁止 ・特定人物の資産凍結	ミャンマー自由・民主化法案(2003)、大統領令13310号
2007年10月18日	・資産凍結の対象を拡大	大統領令13448号
2008年4月30日	・資産凍結の対象を拡大	大統領令13464号
2008年7月29日	・米国入国ビザ発給停止の範囲拡大 ・ミャンマー産ルビー、翡翠(ひすい)および関連製品の輸入禁止	ミャンマー軍事政権反民主運動阻止法
2011年6月	・ミャンマーを人身売買防止法上の「Tier 3」に指定	人身売買防止法

(出所)米国財務省資料および「U.S. Sanctions on Burma」(Michael F. Martin, Congressional Research Service, 2012年2月7日)を基に作成

この結果、米国とミャンマーの経済交流は、米国からのわずかな輸出を除けば、現在ではほとんど行われていない(図参照)。2011年時点の米国からのミャンマー向け輸出額は4,884万ドルで、電気機器や、光学機器、医療機器、精密機器などの機械機器類が約5割を占めるほか、穀物や酪農製品などが3割超となっている(表2参照)。輸入については、制裁発動時の2003年の輸入品目のうち、約8割が衣類だったが、その後の実績はほとんどなにに等しい状況になっている(注3)。

ミャンマー向け直接投資の具体的な数値は明らかではないが、鉱業や小売り、専門サービスなどでの投資実績がある(注4)。また、報道によると、1997年に新規投資の禁止措置が講じられる前後から、ペプシコ、リーバイ・ストラウス、アップルなどの企業が撤退を余儀なくされたという(「ウォールストリート・ジャーナル」紙2011年11月30日)。

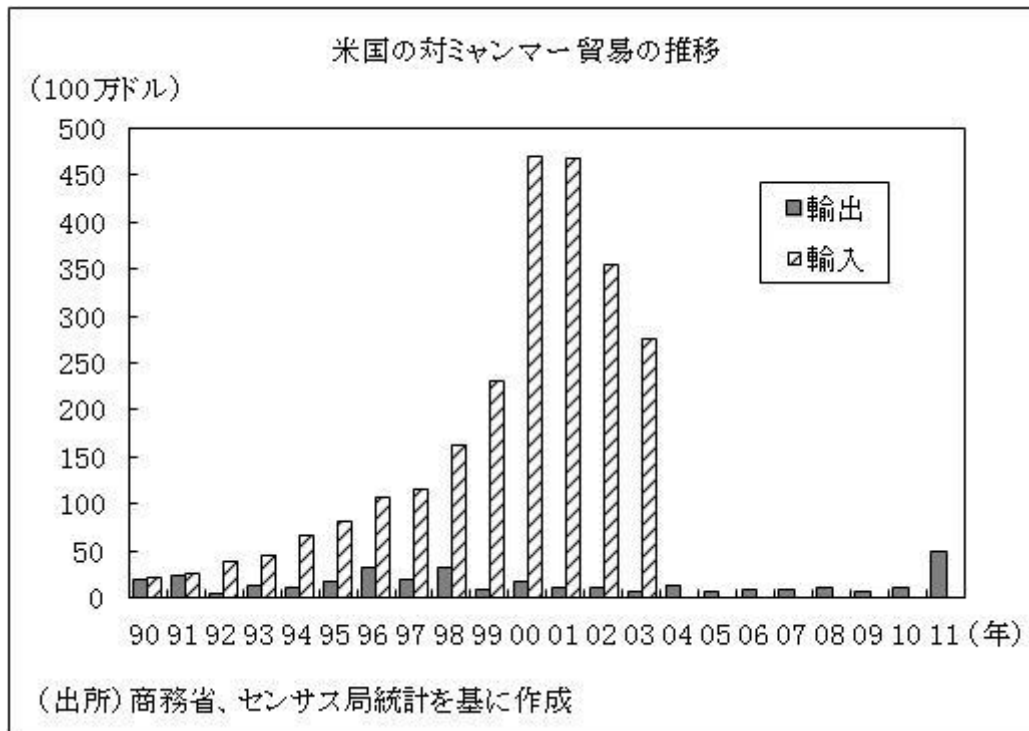


表2 米国の対ミャンマー貿易の上位10品目 (単位:100万ドル、%)

順位	輸出(11年)			輸入(03年)		
	品目	金額	構成比	品目	金額	構成比
1	電気機器 (85)	14.2	29.2	衣類(ポリエステルなど) (61)	154.4	56.0
2	穀物 (10)	11.6	23.7	その他の衣類 (62)	78.3	28.4
3	精密機器など (90)	5.4	11.1	魚類 (03)	19.3	7.0
4	自動車 (87)	5.1	10.4	果実類 (12)	4.8	1.7
5	機械類・部品 (84)	4.0	8.2	木材 (44)	4.4	1.6
6	穀粉など (11)	1.9	3.9	貴金属・貴石類 (71)	3.7	1.3
7	酪農品など (04)	1.8	3.8	中古衣類など (63)	2.3	0.8
8	家具類 (94)	1.0	2.0	家具類 (94)	1.8	0.7
9	各種卑金属類 (83)	0.8	1.7	帽子 (65)	1.8	0.7
10	医療用品 (38)	0.6	1.2	わらなど (46)	0.9	0.3
	合計	48.8	100.0	合計	275.7	100.0

(注1)品目の後のカッコ内はHSコード。

(注2)輸出は11年のデータ。輸入は、米国が輸入禁止措置を発動した03年後半以降は実績がないため、それまでの最新データである03年のもの。

(出所)商務省

<水面下で動き出す米企業>

今回の制裁緩和は、その直接的な効果は限られるものの、今後の経済制裁解除に向けた期待が生まれており、特にビジネス界ではミャンマーを新たなフロンティアとみて、投資機会をうかがう機運が高まりつつある。

「ウォールストリート・ジャーナル」紙(2011年11月30日)は、投資を前向きに検討

している欧米企業として、キャタピラー、ユニリーバを挙げ、キャタピラーに関しては、2011 年 8 月に関係者を通じて政府高官と接触、エンジンと重機の販売についての会合がもたれたとの情報を伝えている。これに関し、キャタピラーのスポークスマンは情報の真偽についてはコメントしなかったものの、「当社は現行の法規制をすべて順守している。キャタピラーとその外国子会社は、ミャンマーには販売子会社を持っていないが、一定の条件の下で当社製品を販売できる」としている。

ロイター（2012 年 1 月 11 日）によると、2 月中にもビジネス界の主要幹部で構成されるビジネス・ミッションがミャンマーに派遣されるとしており、参加者にマイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏などが取り沙汰されている（本人は否定）。具体的なビジネスの着手について、公式に表明した企業は見当たらないものの、ヤンゴンからの情報によると、米国大手アパレルメーカーが 3 月上旬にミャンマーの業界団体を訪問する予定になっているなど、既に水面下での動きは始まっているようだ。政府の経済制裁解除に向けた動きと併せ、解除後を見据えた米国企業の動向が注目される。

（注 1）TVPA は、一定の基準に基づき、人身売買の防止措置を取っていない国を 3 段階に分類している。具体的には、以下のとおり。

○人身売買の防止に関し、TVPA が要求する最低限の措置を講じている国（Tier 1）

○TVPA が要求する措置を十分には講じていないが、顕著な努力が認められる国（Tier 2）

○TVPA が要求する措置を講じず、改善に向けた努力もしていない国（Tier 3）

TVPA は、Tier 3 に分類される国に対し、援助の停止（人道目的、または貿易関連目的を除く）、教育・文化交流プログラムへの政府職員の参加の禁止、国際金融機関による支援（人道目的、貿易関連目的を除く）への反対などが含まれる。ミャンマーは北朝鮮やリビアなど 22 カ国と同様に Tier 3 に属していた。

（注 2）メイフラワー銀行、アジア・ウェルス銀行の 2 行は、2003 年 2 月の取り付け騒ぎの後、清算した。

（注 3）2005 年、2006 年には特殊品目（HS98）で、それぞれ 6 万 1,500 ドル、9,023 ドルの輸入が計上されているが、これは一度米国からミャンマーに輸出された後に米国に戻された米国製品で、実質的にはミャンマーからの輸入ではない。また 2009 年には自動車部品（ボディーを構成するもの）が 8 万 5,916 ドル輸入されているが、詳細は不明。

（注 4）2003 年末時点の米国の対外直接投資残高統計では、ミャンマー向けの投資残高は、専門・科学・技術サービスで 100 万ドルが計上されているほか、鉱業（金額は非開示）、小売りセクターで 50 万ドル未満の残高が報告されている（総額は非開示）。なお、トムソン・ロイターが公表する M&A データによると、1993 年 2 月に石油大手のユノカルがフランスのトタルから、ミャンマーの海底油田権益の 47.5% を取得した実績がある。

（東野大）

米国 (その2) ミャンマービジネスへの関心高まる

ーエネルギー、インフラ、観光分野に注目ー

サンフランシスコ事務所報告

2012 年 03 月 15 日

【ポイント】

2011 年末にクリントン国務長官がミャンマーを訪問した後、経済制裁の解除を見据えた米国企業の動きが活発になっている。各社は経済制裁に配慮しておおむね発言には慎重だが、エネルギー、インフラ、観光分野に関係する企業は、今後のビジネスへの関心が特に高いようだ。

＜ミャンマー関連の報道が活発化＞

「IMF はミャンマーを次のアジアの経済フロンティアと評価している」（「クリスチャン・サイエンス・モニター」2 月 17 日）、「カンボジア、ミャンマー、ラオスでビジネスを始めれば、極めて高い成長を生む可能性がある」（「ベンチャービート」3 月 5 日）、「ミャンマーで開催された IT 関連の展示会インフォテックは、次の投資先としてのミャンマーの展望、変化、課題を明らかにした」（ロイター3 月 1 日）。ミャンマーでのビジネス機会の高まりを伝える報道をよく目にするようになった。また、政府による経済制裁が続く中、慎重ながらもミャンマーでのビジネス展開に意欲的な企業も出てきた。

＜シェブロン、ベーカー・ヒューズなど、拠点持つ企業も＞

政府は、ミャンマー産品の輸入禁止や同国向け送金の全面停止など、厳しい経済制裁を発動しており、ミャンマーとの民間ビジネスは現在ほとんど行われていない。一方、買収による資本構成の変化などにより、何らかのかたちでミャンマーとのビジネス関係を維持している米国企業もある。米政府活動に関する市民団体サイト AllGov. com は、ミャンマーでビジネスを行っている代表的な米国企業として、シェブロンとベーカー・ヒューズ（石油採掘・採掘機器）を挙げる。

シェブロンは、フランスのトタルがオペレーターとして運営するアンダマン海沖「ヤダナ・ガス田」に権益を持つ（注）。もともと同ガス田に権益を持っていた米石油大手ユノカルを 2005 年に買収し、その権益（28.3%）を獲得した。ベーカー・ヒューズは、1996 年にミャンマー中部のマン油田での増産のためにミャンマー石油ガス公社（MOGE）とともに、合弁企業 MPRL E&P を設立し、足掛かりを築いている。

このほか、ウェブ上の企業ダイレクトリーとしてよく利用されるユニワールドの「American Firms operating in Foreign Countries」データベースで、ミャンマーに拠点

を持つ米企業を検索すると、ベイカー・ヒューズをはじめ、弁護士事務所、ハイテク系出版社など5社がリストアップされる。

<メディア向け発言は慎重>

今後のミャンマービジネスには、ポジティブ、ネガティブ両面の見方がある。

例えば「ウォールストリート・ジャーナル」紙（2011年11月30日）は「ミャンマーは、石油、ガス、木材、宝石、コメ・魚介類の主要輸出国になる可能性がある。観光事業でも創建900年の寺院やビーチリゾートがある」と解説した。これに対し、ペンシルベニア大ウォートンスクールの教授陣は「ミャンマーの貧困、政治の腐敗、劣悪な労働環境、インフラの未整備は、米企業が市場開拓する際に好ましい条件とはいえない」（「Knowledge@Wharton Today」）と慎重な見方を示している。

一方、企業はどうみているか。エネルギー分野では、シェブロン、トタル、エクソンモービルといったスーパーメジャーが、ミャンマーの変化を「ポジティブにとらえている」という（「アルジャジーラ」電子版によるロイター電2011年12月14日）。

ゼネラル・エレクトリック（GE）のインフラ部門の幹部は「市場が開かれたときに、ミャンマー国民をサポートする準備をしなければならない」（ロイター2月15日）と、意欲をみせている。また、ミャンマーの現地紙が「キャタピラーと関係がある人物とミャンマー政府高官が、2011年8月にエンジンや重機の販売について交渉した」と報道したことに対して、GEの広報担当はその事実を認めなかったものの、「一定の条件の下で、ミャンマーでキャタピラーやその海外子会社が、ディーラーに販売することはあり得る」と発言している。米国企業関係者のメディア向け発言は、経済制裁に配慮して慎重だ。

ミャンマーは東南アジアでも指折りの観光地。2012年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の場で、ウェスティン、シェラトン、ル・メリディアンを運営するスターウッドホテル&リゾートとマリオットの両社は、「ミャンマーでホテルビジネスを展開したい」との意気込みを述べた（ロイター2月1日）。

（注）トタルのウェブサイトによると、ヤダナ・ガス田ではトタルが31.2%、シェブロンが28.3%、PTT（タイ石油会社）傘下のPTT-EP（PTT エクスプロレーション・アンド・プロダクション。タイの石油探査・開発事業会社）が25.5%、MOGE（ミャンマー石油ガス公社）が15%の権益を持つ。

（木村洋一）

EU 制裁措置の段階的緩和を検討

ブリュッセル事務所・欧州ロシア CIS 課報告

2012 年 02 月 29 日

【ポイント】

EU はミャンマーの一連の政治改革を受け、現在課している制裁の緩和を検討し始めている。2 月 17 日に開かれた EU 閣僚理事会では、ミャンマー高官に対するビザ発給停止を解除した。4 月 1 日に予定されている議会補欠選挙前後のミャンマー政府の対応次第では、4 月の外相理事会で経済制裁を緩和することも検討している。

＜経済制裁も見直しの対象に＞

EU はこれまで、ミャンマーで民主化の動きがないこと、また人権が尊重されていないことを理由に、政府要人や高級将校へのビザ発給禁止、資産凍結、人道援助以外の援助の停止などの制裁措置を採用してきた。ミャンマー軍事政権が民主化勢力との対話を拒否し続けていたことや、アウン・サン・スー・チー氏の拘束を継続していたことで、この制裁の対象は随時拡大されていった。

しかし、政治改革の動きや政治犯の釈放などの動きを受けて、制裁措置見直しの動きが活発化している。1 月 23 日に開かれた EU 外相理事会では、ミャンマー政府、議会が実行する政治改革プログラムを歓迎するとして、政治犯の釈放などを含めて、改革プロセスが進行していけば、現在課している制裁措置の緩和・解除につながると明言。4 月末までに理事会決定により、制裁措置を見直す可能性を示唆した。4 月の外相理事会は 23 日に開かれる予定。

2 月 17 日の雇用・社会政策・健康・消費者問題担当相理事会では、制裁緩和の第 1 弾として、テインセイン大統領をはじめとする政府要人や、その家族など 87 人に対するビザ発給停止措置を解除することを決定した。

EU は現在ミャンマーに対し、経済制裁として、木材や石炭などの輸出入を禁止しているほか、国営企業などへの投資を禁止している（規則 194/2008）。見直しの対象にはこれらの経済制裁も含まれるとみられる。

＜要人が次々にミャンマーを訪問＞

こうした制裁緩和の動きと並行して、欧州関係者のミャンマー訪問も活発化している。2 月 12～14 日には、ピエバルグス委員（開発政策担当）が訪問、テインセイン大統領と会談した。訪問後の記者会見で同委員は、政府要人だけでなくスー・チー氏や市民代表とも会

談したことに言及した上で、「(ミャンマー情勢の) より包括的な見取り図が得られた。3 日間の訪問を終え、今後についてはかなり楽観的だ」と発言した。

ミャンマーでは、4 月 1 日に議会補欠選挙が行われることになっており、その後アシュトン外交・安全保障上級代表が訪問を予定している。制裁措置の包括的な見直しは、これらの訪問を踏まえて検討される見通しだ。なお、ミャンマーとの関係改善のため、アシュトン上級代表はヤンゴンに EU 代表部を開設することを決定している。

加盟国では、フランスのアラン・ジュペ外相が 1 月中旬にミャンマーを訪問。1 月 16 日にはテインセイン大統領と会談した。同相は、スー・チー氏との会談で、EU による対ミャンマー経済制裁の解除は、民主化の具体的な対策が進むのに合わせ段階的に行うことを伝えており、EU による一連の制裁措置の見直しは、フランスの意向を受けてのものとみられる（「ル・モンド」紙 1 月 16 日）。

ドイツからもニーベル経済協力開発相が 2 月 12～15 日にミャンマーを訪問。13 日に大統領と会談後、「残る政治犯の釈放、自由で公正な選挙（4 月）の実施、少数民族との和解の進展が EU の対ミャンマー制裁解除にとっては重要だ」「EU による制裁解除の前提条件は間もなく満たされるだろう」と発言した。

このように、EU では制裁見直しの機運が高まるが、一方で制裁解除には慎重な意見もある。EU 加盟国の中では、北欧諸国や英国が慎重な態度とみられている（24 時間国際ニュース「フランス 24」1 月 18 日）。欧州議会議員にも、懐疑的な見方をする議員もいる。欧州議会は 2 月 27 日～3 月 2 日に訪問団をミャンマーに派遣し、現状を確認する。

<2012～2013 年に 1 億 5,000 万ユーロの追加支援>

EU はミャンマーに対して制裁措置を課す中でも、一定規模の開発援助は行ってきた。1996 年以来、これまでに 1 億 7,400 万ユーロの援助が行われた。人道的援助以外は制裁措置によって禁じられているため、支援分野は限定されているが、ミャンマーでの政治情勢の変化を受けて、2012～2013 年には 1 億 5,000 万ユーロを追加支援することも決定している。

現在のところ、支援は健康、教育、農業分野などが中心で、追加支援もこうした分野に充当されるが、2004 年には環境保護（特に持続的開発に適合しない森林経営）への支援も行えるよう、例外が拡大されており、そのほかの分野への支援も拡大する可能性がある。

（田中晋、牧野直史）

(参考) EU の対ミャンマー政策の推移と現状について

1. EU の対ミャンマー政策

(1) 対ミャンマー政策

EU は、1996 年に理事会の共通の立場¹を採択、ミャンマーにおける民主化の動きに進歩がないことや人権が尊重されていないことに懸念を表明するとともに、拷問や恣意的な処刑、強制労働、強制移住が行われ、表現の自由などが抑圧される状況に遺憾の意を示した。

ミャンマーの軍事政権が、民主勢力との対話を拒否し続けていたことやアウンサンスーチー女史の拘束を継続していたことなどから、EU は、制裁措置の更新を続け、ビザの発給禁止や資産凍結の適用範囲を拡大してきた。EU とミャンマー²の 2 国間関係は、政治家や組織に制裁措置（ビザ発給の停止、資産凍結）を課し、通商制限（武器、宝石原石の禁輸）を行う理事会の決定により規定されている。理事会決定はまた、開発協力を人権、民主主義、ガバナンス、紛争防止、市民社会、健康、教育、貧困の削減、環境保護の分野のみに限定している。

これまでに採択され、現在も有効な主要制限措置：

- EU 加盟国駐在のミャンマー外交団の軍事アタッシェの追放
- 人道援助以外の援助の停止
- ミャンマー政府要人や高級将校への入国ビザの発給禁止
- ハイレベル（閣僚、高級公務員レベル）のバイラテラルなミャンマー訪問の停止
- 武器禁輸
- 軍事活動に関係する技術援助の提供、資金の提供、資金援助の提供の禁止
- 国内での弾圧に使用される可能性のある機材の輸出の禁止
- 政府要人やこれらの要人と関係のある全ての個人、法人、組織、機関に属する資産、経済資源の凍結
- 国営企業への貸付け、信用供与の禁止
- 国営企業の買収、国営企業への資本参加あるいは資本参加の増額の禁止
- 国営企業などとの合併事業の禁止
- ミャンマーの一部の部門（森林経営、木材加工、金やタングステン、銅などの採掘、ダイヤモンドやルビーなどの宝石の採掘、加工）で活動を行う企業への設備や技術の販売、提供、移転、輸出、資金援助などの禁止

¹ 『ビルマ／ミャンマーに関する欧州連合条約 J.2 条に基づき理事会が決定した共通の立場 96／635／CFSP』

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996E0635:EN:HTML>

² EU は、軍事政権による国名の変更を認めておらず、ビルマ／ミャンマーと表記するが、レポートではミャンマーに統一。

-木材製品、石炭、金属、宝石原石の購入、輸入の禁止

これらの制限措置は、EU とミャンマーの現在のバイラテラルな関係を規定する枠組みとなる『ビルマ／ミャンマーに対する制限措置を更新する理事会決定 2010／232／CFSP』に盛り込まれている。

『ビルマ／ミャンマーに対する制限措置を更新する理事会決定 2010／232／CFSP』³が、EU とミャンマーのバイラテラルな関係を規定する枠組みであり⁴。同決定は 2011 年 4 月 30 日まで有効だった。

理事会決定 2010／232／CFSP の有効期間は、『ビルマ／ミャンマーに対する制限措置を更新する決定 2010／232／CFSP を修正する理事会決定 2011／239／CFSP』⁵により 2012 年 4 月 30 日まで延長された。

『理事会決定 2010／232／CFSP』はまた、『ビルマ／ミャンマーに対する制限措置を更新する決定 2010／232／CFSP を修正する理事会決定 2011／504／CFSP』⁶、『ビルマ／ミャンマーに対する制限措置を更新する決定 2010／232／CFSP を修正する理事会決定 2011／859／CFSP』⁷により修正されている。

②制限措置を適用するための規則

共通の立場により決定された制限措置を実際に適用するため、規則が採択されている。共通の立場により制限措置が追加される、あるいは適用範囲が拡大されるに伴い、それに応じた規則の修正、採択が行われている。

理事会規則の集成版は以下を参照：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2008R0194:20111029:EN:PDF>

なお、理事会規則（EC）no.194／2008 は、以下のような章分けがなされている：

³

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:105:0022:0108:EN:PDF>

⁴ http://eeas.europa.eu/myanmar/index_en.htm

⁵

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:101:0024:0121:EN:PDF>

⁶

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:212:0001:0065:EN:PDF>

⁷

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:338:0055:0055:EN:PDF>

第 1 章：定義

第 2 章：輸入制限、購入制限

第 3 章：輸出制限

第 4 章：資産並びに経済資源の凍結

第 5 章：一部の企業への資金提供の制限

第 6 章：一般規定、最終規定

③制裁措置の見直し

「制裁措置の包括的な見直しが 4 月に実施される予定。」（ピエルバルグス委員）で、4 月 1 日の補欠選挙の実施状況や政治犯の釈放が、制裁措置の見直しに大きく影響する。変革の動きを支援することを望む EU は、EU 要人の訪問を通じミャンマーとの対話のステップアップを予定している。

④2012 年 1 月 23 日の外交理事会⁸

理事会は、ミャンマー政府、議会が着手した注目すべき政治改革プログラムを歓迎、こうした変化は、EU とミャンマー間の関係の発展に関する新たな重要な展望を切り開くとし、EU はこれに対応する準備ができているとしている。

理事会はまた、（2012 年 1 月の）政治犯の釈放は、改革を継続するミャンマー政府の決意を明確に示すものと判断、少数民族との和解の模索、組合活動の許可や集会の自由、検閲の緩和に関する法律、国家人権委員会の創設を歓迎している。

理事会はさらには、テインセイン大統領とアウンサンスーチー女史との対話、議会での選挙法の改正を歓迎、ミャンマー政府が少数民族との対話を行うことを決め、カレン民族同盟と停戦を決めたことに満足の意を表している。

理事会は、進行中の改革プロセスがすでに EU とミャンマー間の関係改善を可能にしていることを確認し、理事会が 4 月末までに採択する決定において制限措置の新たな緩和あるいは解除が行われる可能性に言及している。

理事会はまず、大統領、副大統領、閣僚、両議会の議長に対する制限措置を停止する予定で、その後の措置については権限を有する作業グループが検討を行う。

ミャンマーの改革を支援することを希望する EU は、貧困の削減、キャパシティ・ビルディングの強化のための援助を強化し、ミャンマーの経済発展の促進を図る。また、理事会

⁸ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/127430.pdf

は、外交・安全保障上級代表のミャンマー訪問（4月に訪問予定）に期待すると表明、EUの代表事務所をヤンゴンに開設するという上級代表の決定を支持するとしている。

④2012年1月30日の欧州理事会⁹

欧州理事会のファン・ロンパイ議長は、外交政策に関するコミュニケにおいて、ミャンマーで進行中の重要な変革に満足の意を表明するとともに、ミャンマー政府が改革に向けた行動を断固として継続することを奨励している。こうした変化は、EUとミャンマー間の関係の発展に関する新たな重要な展望を切り開くとする同議長は、政治犯の釈放、自由かつ不正のない選挙の実施、民族紛争の終結といった分野で新たな進捗が見られることへの期待を表明、「我々の期待が満たされるなら、我々は制限措置の解除を継続する」とした。さらに同議長は、欧州理事会のメンバーは、ミャンマーが改革を進めるのを支援する準備があると付言している。

⑤2012年2月17日の雇用・社会政策・健康・消費者問題理事会¹⁰

ミャンマーで進行する政治改革に答える形で理事会は2月17日、一部の制限措置を解除した。理事会は、ミャンマーの大統領、副大統領、閣僚、両院議長やその家族など87人に対するビザ発給の停止を解除した。しかし、これらの人物のEU域内の資産凍結措置は解除されない。

理事会は、今回の措置をミャンマーにおける改革へのEUの回答の第一段階と位置づけている。ビザの発給停止が解除される期間は暫定的に、ミャンマーに対する制限措置の有効期間である4月30日までとされている。

（2）開発援助政策

EUは、1996年からミャンマーに対する開発援助を行っており、これまでに1億7,400万ユーロの援助が行われた。1996年以来、126のプロジェクトの調印が行われ、現在、食品安全、健康、教育といった分野を対象とする53のプロジェクト（額にして1億400万ユーロ）が進行中である。これらのプロジェクトは、国連の機関やNGOを通じて実施されている。

EUの援助は、理事会の共通の立場により「人道的性格を持たない開発援助やプログラムは停止する」と規定され、人道的援助に限定されている。ただし、人権、民主主義、グッドガバナンス、紛争防止、市民社会のキャパシティー・ビルディング、健康、教育、貧困との戦いといった分野のプログラムが例外的に許可されている。

⁹ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/127626.pdf

¹⁰ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/128023.pdf

2004 年末からは、『ビルマ／ミャンマーに対する追加制限措置、並びに共通の立場 2004／423／CFSP の修正に関する理事会の共通の立場 2004／730／CFSP』による見直しで、環境保護（特に持続的開発に適合しない森林経営）に関するプロジェクトに例外措置が拡大された。

さらに、EU は、ミャンマーでの政治情勢の変化に鑑み、2012-2013 年に新たに 1 億 5000 万ユーロ（2012 年：1 億ユーロ、2013 年：5,000 万ユーロ）の援助を行うことを決めた。追加援助は、主に教育、健康、農業部門に充当されるが、状況の変化に応じて他の分野にも援助が拡大される可能性もある。

（３）EU とミャンマーの貿易（単位：100 万ユーロ）

	ミャンマーからの 輸入	EU の輸入全体 に占める割合 (%)	ミャンマーへの 輸出	EU の輸出全体 に占める割合 (%)
2006 年	306	0.000226	81	0.000069
2007 年	263	0.000183	163	0.000131
2008 年	185	0.000118	104	0.000079
2009 年	157	0.000130	91	0.000008
2010 年	162	0.000107	83	0.000061

出所：EUROSTAT

ミャンマーは、EU の輸入相手国としては 125 番目、輸出相手国としては 152 番目（2010 年の数字）。EU は、ミャンマーの輸入相手国としては 9 番目、輸出相手国としては 6 番目（2010 年の数字）。EU は、ミャンマーから工業品（miscellaneous manufactured articles、主に衣料品、輸入額全体の 85.3%）、食品・生きた動物（同 12.6%）などを輸入、機械・輸送設備（輸出額全体の 44.3%）、化学物質・関連製品（同 24.7%）などを輸出している。

２．要人のミャンマー訪問

（１）欧州委員会のピエバルグス委員（開発政策担当）のミャンマー訪問（2 月 12～14 日）

11

11

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/12/115&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/12/106&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>

新文民政権の誕生後、直ちに着手された改革プログラムの実施に答える形でピエバルグス委員は、2月12日から14日にかけてミャンマーを訪問、欧州委員会委員としては初めてミャンマーのテインセイン大統領と会談したほか、ミャンマー政府の主要閣僚やアウンサンスーチー女史とも会談した。

EU加盟国の閣僚やアシュトン外務・安全保障政策上級代表は、ミャンマーで開始された改革プロセスを歓迎しているが、EUは今回のピエバルグス委員の訪問を通じ、さらなる改革を促すとともに、改革プロセスを支援するためにEUが何をなすべきかを定めるため、現地で改革の進捗状況の確認を行った。

ピエバルグス委員は出発前に以下のような発言を行っている：

「欧州連合は、民主主義、人権、法治国家といったEUの基本的な価値に照らし、ミャンマーで観察される前例のない前進に満足している。ミャンマーで開始された改革の躍動の前にEUは、同国の改革努力を支援するために出来る限りのことをする必要を認める。対話を重ねることで、より良い政治を導くことができるだろうし、協力開発援助の増額は、経済的、社会的発展を促し、貧困の削減に寄与するだろう。」

「変革のペースやテインセイン大統領のリーダーシップのもと進められている改革に強い印象を受けた」とする同委員はまた、「(政府要人だけでなく)アウンサンスーチー女史や市民の代表と会うことで、ミャンマー情勢の包括的なビジョンを得られた」とし、「3日間の訪問を終え、今後についてかなり楽観的である。ミャンマーを“サクセス・ストーリー”にする全ての要素が揃っていると思う」との感想を述べている。

EUは、ミャンマーでの政治情勢の変化に鑑み、2012-2013年に新たに1億5000万ユーロ（2012年：1億ユーロ、2013年：5000万ユーロ）の援助を行うことを決めた。追加援助は、主に教育、健康、農業部門に充当されるが、状況の変化に応じて他の分野にも援助が拡大される可能性もある。

参考：

アシュトン外交・安全保障上級代表のミャンマー訪問¹²

同代表は1月23日、ミャンマーで4月1日に実施される連邦議会補欠選挙後に、アウンサンスーチー女史との協議の上で、4月中にミャンマーを訪問し、現状を自ら視察したい意向を明らかにした。同代表はまた、ヤンゴンにEUの代表事務所を開設することを決めたとしている。

¹² http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/127478.pdf

英国 対ミャンマー外交・商業関係

ロンドン事務所報告

2012 年 02 月 24 日

【ポイント】

2012 年 1 月、ヘイグ外相が、英外相として 56 年ぶりにミャンマーを訪問。テインセイン大統領、スー・チー氏、下院議長、少数民族代表と相次いで会談。ただし、民主化・人権問題は依然として残っており、進展を注意深く見守る必要があると述べている。

1. 新聞報道等

(1) ミャンマー関連ビジネス ⇒ 英企業の具体的な進出情報はなし。

英国主要メディアは、2012 年 1 月のヘイグ外相によるミャンマー訪問を機に、欧米日企業やビジネス関係者がミャンマーを盛んに訪問しており、特に 5 千万人を超える市場、天然資源、中国とインドの中間点という地政学的位置づけに関心を持っている点などビジネス関連情報を紹介。一方で、交通や通信インフラの脆弱性や、すでに中国、韓国等のアジア企業が欧米日企業に先行して市場参入している様子などを伝えている。

2. 英国の対ミャンマー政策

- ・英政府は、ミャンマーの民主化と人権を外交上の最優先課題に掲げており、経済制裁を主導するなど軍事政権に厳しい姿勢で臨んでいる。
- ・英貿易投資総省（UKTI）はウェブサイト上で、「英政府は、ビルマ¹³との貿易投資を振興しない。英国からビルマへの投資も無視できるほど少ない。」と明記している。
- ・UKTI アジア局ロブ・ラリー次長は 2 月 21 日付ロンドン事務所のインタビューに対し、「約 6 千万人の人口と天然資源は魅力。ベトナムの経済改革の成功をミャンマーの将来像と重ねる見方もある。2012 年 4 月選挙で国民民主連盟（NLD）が議席を獲得し、経済制裁が解除されれば、早ければ 2012 年内にも UKTI 事務所が開設される可能性がある。」と述べている。

3. 英貿易統計（2011 年）

(1) 対ミャンマー輸出額（全体の 0.002%）

- ・ 604 万ポンド（約 7 億 2,480 万円（1 ポンド＝120 円換算））

主要輸出品：航空宇宙機器、医薬品、原子力関連機器、光学機器、エチルアルコールなど

¹³ 英外務省：国名改称に際して、民主的なプロセスを経ていないとして、英政府はビルマを公式に国名として用いている。
<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-oceania/burma/?profile=to-day>

(2) 対ミャンマー輸入額（全体の 0.009％）

・ 3,687 万ポンド（約 44 億 2,520 万円（1 ポンド＝120 円換算））

主要輸入品：衣料品、食品（魚介類、豆・穀物類）など

4. 二国間関係、要人往来

・ 1886 年に英領インドに編入され、1948 年 1 月 4 日に独立。ミャンマー政府高官は、英米への留学経験を通じて、英語を解する者が多い。

・ 二国間では英国が最大の開発援助国。今後 4 年間で 1 億 8,500 万ポンド（約 222 億円（1 ポンド＝120 円換算））の支援をコミットしている。具体的には、地域経済活性化のためのマイクロファイナンス創設や、カチン州での平和維持、援助活動など。

・ 2012 年 1 月 5 日にウィリアム・ヘイグ外相が、英外相として 56 年ぶりにミャンマーを訪問。2012 年最初の外遊先で、テインセイン大統領、アウン・サン・スー・チー氏、下院議長、少数民族代表と相次いで会談した。ただし、民主化・人権問題は依然として残っており、進展を注意深く見守る必要があると述べている。

・ アウン・サン・スー・チー氏は、英オックスフォード大学卒。英国人の夫との間の二男を英国で出産するなど、英国との関係が深い。民主化の象徴的人物として、2011 年チャタムハウス賞が同氏に贈られ、本人に代わってオルブライト元米国務長官が受賞している。

ドイツ**ミャンマーにおけるビジネスチャンスを探るドイツ企業**

デュッセルドルフ事務所報告

2012年03月16日

【ポイント】

ディルク・ニーベル経済協力開発相は2012年2月12日～15日、ミャンマーを訪問した。ミャンマー民主化進展への期待から、ドイツ経済界からのミャンマーに対する関心は高まりつつあり、ドイツ・アジア・太平洋ビジネス連合会（OAV）率いる団体が2011年末ミャンマーを訪問した。

<改革促進を条件にミャンマーを支援するドイツ>

ドイツとミャンマーの政治・経済関係は1988年にソウマウン大将率いる国軍による政変と民主化運動の鎮圧により悪化した。両国関係が冷え込み始め、ドイツはEUが1996年に設けた対ミャンマー金融・経済制裁に従い、同制裁の一環として、1996年よりミャンマーに対する政治・経済開発活動をほぼすべて中止し、その再開の前提条件として同国の民主化及び自由化の促進を挙げている。ドイツ外務省によると、ドイツによる対ミャンマー開発協力は、現在、非政府組織（NGO）と国際通貨基金（IMF）を通じて行われている。その規模は年に1,000万ユーロと小規模で、人道支援と政治・経済開発関連学科の生徒・研究者への奨学金提供といった分野に留まる。

政治・社会・経済改革の進行状況を判断するため、ニーベル経済協力開発相はミャンマーを訪問し、2月13日にテインセイン大統領、14日に1980年末の民主化運動指導者のアウンサンスーチー氏と会談した。会談後、同相は「ミャンマーは近々、EU制裁の解除に必要な条件を満たすだろう。EU制裁枠組み内でドイツはミャンマーにおける開発活動を徐々に拡大する」と述べた。同相は15日、対ミャンマー援助として各組織のミャンマーにおける活動に612万5,000ユーロ規模の援助を約束したが、「改革はこれまで以上に進めなければならない」と条件付けた。

<高いポテンシャル、高いハードル>

ドイツとミャンマーの貿易関係はEU制裁が導入された1996年以降加速した。特に対ミャンマー輸入（主に衣料品）が同年の2,395万ユーロから2001年の1億2,304万ユーロへ急増した後、減少傾向に転じ、2011年の輸入額は6,085万ユーロだった（表を参照）。一方、対ミャンマー輸出（主に機械、化学品、塗料）が1996年の3,543万ユーロから一時的に増加したが、2001年には1,846万ユーロへと大幅に落ち込んだ。2011年に4,272万ユーロで11年ぶりに4,000万ユーロを突破した。

(表) ドイツの対ミャンマー貿易動向 (単位:1,000ユーロ)		
対象年	輸出	輸入
1995	25,891	19,458
1996	35,427	23,945
1997	46,725	33,435
1998	46,056	44,867
1999	52,967	56,397
2000	43,703	95,302
2001	18,459	123,036
2002	19,461	86,390
2003	12,869	92,635
2004	20,453	104,800
2005	26,293	90,753
2006	32,806	102,087
2007	38,348	91,160
2008	37,471	69,182
2009	37,929	58,565
2010	22,806	59,225
2011	42,716	60,851
(出所)連邦統計局		

連邦経済・技術省（BMWI）、連邦経済協力・開発省（BMZ）、外務省やドイツ企業20社の代表者を含むOAV率いるミッション団は2011年11月27日～12月2日、ミャンマーを訪問した。OAVは、米国・EUによる対ミャンマー制裁は同国の民主化改革を阻害していると指摘、迅速に対応すべきと提言した。ミャンマー政府が所得税を2%に低減したことや、輸出税の大幅緩和、金融業界の改革、貿易許可書の申請手続きにかかる所要時間の短縮などの経済改革やミャンマー投資委員会が投資活動を促進するために設立した「投資情報収集・促進チーム」を評価した。その他、「経済特区法」が2011年1月に発効したため、経済特区の設立も容易になったと判断した。経済を軌道に乗せようとしているミャンマーでは機械と技術へのニーズが強い。政府側からは各分野でドイツ企業のノウハウが必要とされたとOAVは報告書で述べた。「ミャンマーの経済的ポテンシャルは非常に高いが、ビジネス上の障壁も高い。各国の団体もミャンマーを訪問しポテンシャルを把握したため、レースが既に始まった」と企業の迅速な行動へと呼びかけた。近年、ドイツ企業の対ミャンマー直接投資案件は非常に少なかった。

ドイツの貿易投資促進機関であるGTAIはミャンマーの長期的な発展のため教育・健康分野への投資が必要不可欠と予測している。その他、財政再建、貿易の自由化と各為替レートとの統一化はミャンマー政府の今後の課題だとしている。

<インフラ、繊維、農業への投資が必要>

ミャンマーの今後の動向と外国企業へのビジネスチャンスに関してドイツ世界・地域研究所（GIGA）のビュンテ氏に2月23日に実施したインタビューの内容は下記の通り。

Q:特に外国企業の今後の投資活動に関し、ミャンマーの現在の政治・経済的安定をどう判断するか？

A:政治的な面で、ミャンマーは安定している。軍事は権力を移譲し、タン・シュエが辞任した。ミャンマーは国を安定させ、徐々に政治的自由化を許す機関を創設した。国の開放のプロセスが速すぎなければ、政変の恐れはないだろう。

各民族との会談は国家融和への最初の一步だ。この様々な対策を通じ、ミャンマーは開国を促進するとともに、外国企業の投資活動にも積極的になる。

Q:ミャンマーの現在の投資環境をどう判断するか？

A:現在の政治・経済状況は投資を妨げている。その原因として今後、解除されると思われるEUによる経済制裁、整備されていない社会基盤、頻繁に停電を起こす電気供給不足、行政の不透明性や汚職が挙げられる。複雑な為替レート制度も数多くの問題を引き起こした。国際通貨基金（IMF）と世界銀行の支援下で、今後数年にわたり、安定した経済政策のための基盤が整うだろう。

Q:ドイツ企業の投資活動について

A:ドイツとミャンマーの関係は良い。ただ、ドイツの企業は長年、ミャンマーの投資環境未整備を問題視している。その他、米国・EUの対ミャンマー制裁はドイツ企業の投資活動の障壁となる。

Q:ドイツのどの産業にとってミャンマーが最も魅力的か？どの分野に投資すべきか？

A:インフラ分野の整備への需要が高い。今後、同分野で巨大な投資が行われるだろう。その他、ミャンマーは石油、天然ガス、宝石など資源が豊富である。農業は今後近代化し、外国企業に注目される。米国・EUによる制裁が排除されれば、繊維業界も関心を集めるだろう。同分野で、米国による輸入禁止が導入された2003年後、多くの工場が閉鎖された。賃金コストが低水準のため同分野への投資も活発になるだろう。

（ゼバスティアン・シュミット）

フランス

対ミャンマー外交・商業関係

パリ事務所報告

2012 年 02 月 21 日

【ポイント】

2012 年 1 月、ジュペ外相がミャンマーを訪問。テインセイン大統領等と会談。仏企業のミャンマーへの投資はこれまでのところ少なく、トタル社の天然ガス開発が代表的。

① 仏企業のミャンマー進出に関する報道

2012 年 1 月中旬の仏外相のミャンマー訪問を機に、メディアでミャンマーの経済面を報道する記事が見られたが、具体的な企業進出は報道されていない。ミャンマーの経済面に関する報道では、欧米企業が盛んにビジネス機会を探るために訪れ、特にエネルギーや通信、消費市場への関心を示していると紹介されている。フランスも中国や韓国企業と並びエネルギーや資源ビジネスに関わっているという。

② 仏政府の対ミャンマー政策

外交関係：

- 領事館に登録している在緬フランス人居住者数は 258 人。EU 諸国の中では最多。
- 1988 年来途絶えていたフランス閣僚の訪緬だが、2012 年 1 月 16 日にはアラン・ジュペ外相が首都ネーピードーにてテインセイン大統領と歴史的会見。両院の議長とも会見。その前日 1 月 15 日には反政府の国民民主連盟 (NLD) 代表でノーベル平和賞の受賞者であるアウンサンスーチー氏とまず会見。フランスの勲章レジオンドナールを同氏に授与した。その場で、対ミャンマーへの経済制裁の解除は政府の民主化の具体的な対策が進むのに合わせ段階的に行うことを伝えた。(仏新聞各紙)

EU の経済制裁解除への取り組み：

- 2012 年 1 月 23 日の EU 外交委員会で対ミャンマー経済制裁の緩和に関して協議が始まり、ミャンマーの首脳、閣僚に対するビザの発行禁止を解除することを決定した。これは 1 月 16 日の仏ジュペ外相の発言を受けたものとされる。緩和の時期等に関し、フランスはドイツと並んで経済制裁の段階的解除に積極的な立場。一方北欧諸国及び英国は慎重な態度だ。(仏新聞各紙)

対ミャンマー経済関係：

- 2009 年 8 月の欧州委員会の経済制裁強化の決定以降、フランスの対ミャンマー貿易額は

大幅に減少した。特にミャンマーからの輸入額が 2001 年の 1 億 300 万ユーロから 2010 年には 400 万ユーロと 99%の減少を記録した。一方、フランスからの対ミャンマー輸出額は比較的安定しており、2010 年には 2001 年比 14%増の 133 万ユーロで、その半分以上が薬品と加工食品で占められている。全体の貿易額は同時期で 85%減となった。(仏経済省)

- 投資分野でのフランスは主要投資国には入らず、4 億 8,000 万ドルにとどまっている。投資委員会の認可を受けたフランスの主要投資計画はトタルのヤダナ海底ガス開発 (1992 年にフランス・トタルとビルマ・MOGE 間で基本同意が調印され、生産 1998 年から開始)。4 社の共同開発による同プロジェクトは、トタルが最大の 31%を所有 (米国・シェブロン 28%、タイ・PTTEP25%、ミャンマー・MOGE が 15%)。生産されたガスの大部分がタイに輸出される。(仏経済省)

文化、科学、技術協力：

正式にはフランス - ミャンマー間の交流は文化面に限られており、2010 年にはフランスの協力融資額は 37 万ユーロだった。ほとんどがアリアンス・フランセーズを通して文化・言語学習の協力に使われる。(仏経済省)

【参考①】 ミャンマー 外国企業の進出相次ぎ工業団地完売へ

ヤンゴン事務所・アジア大洋州課報告

2012 年 03 月 07 日

【ポイント】

ヤンゴン国際空港に近いミンガラドン工業団地の区画が、予約・交渉中の外国企業でほぼ埋まった。外国投資法の見直しが進む中、進出が確定し、実際に工場が稼働し始めるにはまだ時間がかかりそうだが、外国企業のミャンマーに対する関心が高まっていることをうかがわせる。

＜台湾系などの工場が続々と入居手続き＞

日系企業が開発したミンガラドン工業団地は、国内で外国企業が開発を手掛けた唯一の工業団地（2000 年 1 月 6 日記事参照）。現在はシンガポール系企業が運営に当たり、2012 年 2 月 21 日時点で入居企業 9 社のほか、20 社と入居について商談を進めている（予約・交渉を含む）。開発面積 90 ヘクタールのうち販売面積 74 ヘクタール、41 区画が埋まったという。入居が進みだしたのは、2010 年 11 月の総選挙を前にした 8 月ごろで、将来的な土地不足を見込み、企業が総選挙前に動いたことなどが背景にあるようだ。

それまでは入居企業 8 社、入居率 25.2%という状態が長い間続いていたが、約半年後の 2011 年 2 月ごろには予約・交渉中を含め入居率は 48.5%に増えた。このころは、もともと入居していた台湾系工場（デジタルカメラレンズの研磨・加工）や日系縫製工場（紳士スーツ）の増設、買い増しに加え、少しずつ新規の話が増えていた時期だ。その後、韓国の製靴工場が 11 年中に新規認可を受け、正式な入居が 9 社になった。

ミンガラドン工業団地運営会社の花重男社長は「2011 年 3 月末のテインセイン新政権誕生後、政治環境改善を背景に、さらに入居希望が増えた。最後はあっという間に埋まってしまった」という。現在、予約・交渉中の 20 社の内訳は、台湾系（注 1）12 社、韓国系 3 社、中国系 2 社、フィリピン系 1 社、タイ系 1 社、日系 1 社となっている。業種は、主に輸出用の衣類、手袋、かつら、電子部品だ。

珍しい案件として、ミャンマー国内販売向け加工食品（ビスケット、ジュース）企業（フィリピン）があるという。縫製品などの委託加工貿易（注 2）を行う輸出用の工場は現在でも多数稼働しているが、輸入代替型の国内販売向けの工場は運用上、厳しい規制を受けてきた（同工業団地内にも国内販売向け工場が 2 社あるが、現在も休眠している）。同社が最終的に認可されれば、規制緩和に向けた大きな一歩といえる。

＜早期開発が求められる工業団地＞

2011 年度（11 年 4 月～12 年 3 月）の外国投資は 2011 年 11 月までの統計で、43 億 7,000 万ドルが認可されている。このうち 43 億 4,000 万ドル分は、中国によるカチン州チップエの水力発電への投資だ。2011 年 9 月末、テインセイン大統領は環境問題などを考慮して、同州での中国によるミッソンドム開発の凍結を発表したが、また別の場所の水力発電が新たに認可されたことになる。

さらに、既に進出済みの韓国の縫製業など製造業分野での複数の拡張投資（2,314 万ドル分）、マレーシアから新規の製造業投資（236 万ドル）があった。

ミンガラドン工業団地は排水処理設備などを備える国際水準を満たす工業団地だが、そのような工業団地はほかにはない。ほかの地場系の工業団地は、管理費は安いが道路の舗装状態も悪いなどメンテナンスが行き届いていない場合も多い。今後も増加が続くとみられる外国企業投資に備え、外国企業の受け入れを担う工業団地の早期開発が求められる。

（注 1）台湾とは国交の問題から、実際の投資は香港、シンガポールなど第三国からの投資になる。

（注 2）ミャンマーでは委託加工貿易を Cutting, Making and Packing の頭文字を取り CMP ビジネスと呼ぶ。

（小島英太郎、水谷俊博）

【参考②】ミャンマー国別・業種別外国投資認可統計（1989年～2011年12

月までの累計）

<国別>

（単位：百万ドル、%）

順位	国名	件数	投資額	シェア
1	中国	33	13,947.15	34.50
2	タイ	61	9,568.09	23.67
3	香港	38	6,308.50	15.61
4	韓国	47	2,938.86	7.27
5	英国*	51	2,660.59	6.58
6	シンガポール	72	1,804.01	4.46
7	マレーシア	39	977.46	2.42
8	フランス	2	469.00	1.16
9	米国	15	243.57	0.60
10	インドネシア	12	241.50	0.60
11	オランダ	5	238.84	0.59
12	日本	22	211.90	0.52
13	インド	5	189.00	0.47
14	フィリピン	2	146.67	0.36
15	ロシア	2	94.00	0.23
16	オーストラリア	14	82.08	0.20
17	オーストリア	2	72.50	0.18
18	アラブ首長国連邦	1	41.00	0.10
19	カナダ	14	39.78	0.10
20	その他	19	150.22	0.37
	合計	456	40,424.70	100.00

<分野別>

（単位：百万ドル、%）

順位	分野	件数	投資額	シェア
1	電力	5	18873.72	46.69
2	石油・ガス	104	13815.38	34.18
3	鉱業	64	2794.46	6.91
4	製造業	160	1753.95	4.34
5	ホテル・観光業	45	1064.81	2.63
6	不動産	19	1056.45	2.61
7	畜水産業	25	324.36	0.80
8	通信・輸送	16	313.91	0.78
9	工業団地	3	193.11	0.48
10	農業	7	173.10	0.43
11	建設業	2	37.77	0.09
12	その他、サービス業	6	23.69	0.06
		456	40424.70	100.00

注：英国には、タックスヘイブン（バージン、バミューダ、ケイマン諸島）からの投資を含む。

出所：国家計画経済開発省投資企業管理局（DICA） <http://www.dica.gov.mm/> （2012年2月アクセス）

※本レポートは、JETROのニュースサービス「通商弘報」で2012 年2月27 日以降順次掲載されている記事を中心にまとめております。通商弘報では、70 カ所を超えるJETRO海外事務所の駐在員から送られる国際ビジネス関連情報を、いち早くお手許にお届けしております。ウェブサイトは1日2 回更新、メールニュースが毎日配信(土日祝祭日除く)されます。購読方法など詳細については、JETROのウェブサイト(<http://www.jetro.go.jp/biz/kouhou/subscription/>)をご覧ください。

【免責事項】JETROは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。